

五味文彦著

『中世のことばと絵——絵巻は訴える』

美 川 圭

本書は、従来の美術史家の研究によって、絵が鎌倉時代の末に描かれ、詞書は後醍醐天皇の筆跡に近いと推定されているが、絵と詞書ともにその作者が特定されていない「絵師草紙」という魅力的な絵巻物作品の成立に、日本史の側からはじめて本格的にせまったものである。そのことは必然的に、日本史と国文学、美術史という学問の境界領域への大胆な冒険に乗り出したことを意味し、著者の勇氣は特筆される。全体の構成は「はじめに」に加えて十三章からなり、五章、十章、終章には読者の緊張を和らげるかのように会話体の章が配置され、「作者探し」という推理小説のような進行で読者を飽きさせない配慮も十分なされている。しかも話の進行の過程で随所に最近の社会史の手法や成果が紹介され、新しい日本中世史の入門書としての性格もたっぷりともっている。このようにまれにみるほど一般読者に親切な学術書である本書が、昨年サントリー学芸賞を受賞したのも、まことにもっ

ともなことであろう。

二

まず一章で、五味氏はこの絵巻が架空のことを描いたのではなく、實在の絵師が自分の窮状を絵巻にして訴えた「絵巻の申文」であり、そのような行為こそは、自力救済が各人に求められた中世社会の象徴であるという想定から出発する。二章では、「参川権守」とよばれる絵師がはじめて伊予国の所領を賜った部分の絵に描かれた繪旨を、詞書の記述との関連を通して分析し、正中二（一三二五）年九月九日から月末までに発給された、北畠具行という人物を奉者とする後醍醐の繪旨であると特定する。三章では、絵の文字残画から伊予国の所領を「得能保」とする離れ技を披露しながら、（ただし、なぜ「得丸保」ではないのかは説明されていない）繪旨の文章を鮮やかに復元してしまう。そして、後醍醐の復興政策や繪旨万能主義と絵師の行動との密接な関係が追究されるのである。四章では、正中二年一〇月の申文をとりあげながら、参川権守とそのライバル「前巻岐守有久」なる絵師との東寺大絵師職をめぐる競望と、その背景をなす皇統の分裂に言及する。また、この絵巻を口頭で行う直訴の一種である「庭中」への本訴状であるとし、それゆえに「日付のない訴状」となっていることなど、藤原良章氏や笠松宏至氏の研究を敷衍した記述もなされ魅力的である。会話体の五章では、黒田日出男氏らによって開発された社会的な手法による絵巻物への接近を、読者にわかりやすいように具体例にもとづいて解説しており興味深い。ここまでが第一部といってよい部分である。

六章では、詞書がしかるべき能書に依頼されたと想定し、後醍醐周辺の人物から「徒然草」の作者である卜部兼好をとりあげる。そして、兼好の恋文代筆、酒宴・絵巻への関心、説話の収集、中国書物の知識などの事実を指摘し、「徒然草」と「絵師草紙」詞書の相似に言及する。七章では兼好に、検非違使の経歴から訴訟に詳しい側面、有徳人に注目する「徒然草」から裕福な商人すなわち土倉の側面の存在を推定する。八章では、最初に兼好の自筆による申文と「絵師草紙」詞書の筆跡比較から詞書を兼好の筆とし、傍証として両者の間に土倉の存在や職人の世界が窺われることを指摘する。鎌倉末期を職人が自己主張をはじめめる時代ととらえ、後醍醐の職人組織政策との関連を考えるなど、ここにも興味深い叙述がふんだんに含まれる。九章では絵師の系譜を探るなか、鳥羽・後白河院政期における絵師の家の形成の解明から、当該期には芸能と家・財産の三つが分かちがたく結びついて子孫に継承され、各種芸能の家も同様に形成されたことなどに言及される。絵のなかに馬の絵を描く絵師の子供らしい人物を見いだし、この「絵師草紙」が「家の意識」にもとづいてつくられたとするなどは、鋭い指摘である。会話体の十章では、保立道久氏の論文が批判をうけた「出産の公開」の例などをとりあげながら、絵巻の分析など各専門の境界領域における研究の重要性と困難さを指摘する。また絵巻と今様の流行から、後白河院の時代を音声の豊かな時代とするような、五味氏独特の意味づけも見られる。ここまですが第二部といえよう。

評
書
次の第三部といえる十一章になると、本格的に「絵師草紙」の絵師を特定する分析に入っていく。まず、「絵師草紙」と同時期

の正中年間に作成された絵巻として「石山寺縁起」がとりあげられる。そして、「石山寺縁起」が大覚寺統と洞院公賢の組み合わせのなかで作成されたとし、双方の絵の比較などを通して、正中二年の「石山寺縁起」の作成の功により「参川権守」に土地を与える論旨が下されたというまことに大胆な結論にいたる。十二章では、「絵師草紙」と「石山寺縁起」の作者がいずれも「参川権守」であるという前提をもとに、両者の共通した性格を確認し、さらに他の作例を探るなかで「慕婦絵詞」という作品に到達する。この作品は、従来美術史家によって「石山寺縁起」との雁行が指摘され、詞書と絵の作者ともに判明しているのである。こうして、この「慕婦絵詞」の二・五・六・八巻を担当した藤原隆章が「絵師草紙」の作者として特定される。最後の会話体の終章では、「平治物語絵巻」について、その詞書から出典、火事描写のモデルとなった火災の推定から成立時期、「看聞日記」の「市筆」の記述と巨勢系図との関係から作者を特定するプロセスがわかりやすく述べられている。

以上述べてきたように、作者探しへ向かう話はやどみなく進み、そこに含まれる豊富な内容とあいまって、多大の示唆を与えてくれる著作であるが、問題点はないかといえば、正直なところそれもまた大きいと思う。次に、そのような問題点の具体例をいくつか指摘しておこう。

三

それはまず、二章の年代特定の部分に表れる。絵に描かれた論旨が宿紙であることからその筆者を蔵人であると、絵師の藤元

に置かれた論旨の包紙に書かれた「少納言」の文字から、論旨の筆者を蔵人の少納言と特定するあたりにくるいはない。さらに、「職事補任」から鎌倉時代の蔵人の少納言を拾うという作業についても、緻密かつ慎重な実証といえるであろう。

ところが、以上の部分に反して、抽出した五例からさらに対象を絞り込む段階では、突如として考証が性急となるのである。問題は詞書の、

A すぎにし秋のすへつかたより、春もすでになかばになりぬるにや、
B さるほどにうかりし年へくれて、あらたまの春にもなりぬれば、

という部分から即座に、絵師が論旨を得たのが、「秋のすへつかた」であると断定している点であろう。実をいって、はじめて本書を読みはじめたとき、この一九頁の部分があまりに簡潔であることにひっかかって、その後の記述に集中するのにかなり苦労した。実際にこの絵巻を注意深く読んでみると、この「秋のすへつかた」の時点を確認することはそれほど容易ではないのである。なぜこの部分にこだわらなければならないかといえば、五味氏はここで絵巻の作成年代を完全に絞り込み、それを大前提にしてその後の叙述を展開しているからであり、ここに無理があればこれ以下の一五〇頁にわたる部分はいくつかある可能性の一つになってしまふからである。ここで重要なのは、絵巻全体のなかで右の詞書AとBがどの部分に存在し、そこから「秋のすへつかた」という問題の表現がどの時点を示しているかを慎重に検討することである。まず、四五頁で五味氏が指摘しているように、詞書を正確に読んでいくと絵師の「参川権守」の訴えは少なくとも四度あったことがわかる。それは、

① 絵に描かれた論旨を得て、朝恩として土地を取得するに至る訴訟

② 法勝寺の弁に対してなされたが、すでに寺家に付されているとして却下された訴訟

③ 法勝寺の上卿に対してなされ、勅答を得て土地の返還に至る訴訟

④ 遠隔地ゆえ、他の土地との交換を要求した上卿への訴訟である。②の訴訟までは、絵の部分が残されているが、③以降は残存しないから、そこからは詞書からしかその時間的経過を判断できない。①については、詞書上は明示されていないが、五味氏の指摘のように、論旨の取得を訴訟の結果と推定してもよいであろう。

さて、Aの記述は、④の訴訟のあったことを示す記述の直後に書かれており、なかなか結論の出ない④の訴訟の結果を首を長くして待っている絵師の状況を描いている部分に存在する。そして、絵師の心ばそい心理描写が続けられ、あげくのは一人の子を仏門にすすませたことまでが記された後、Bの記述に移っていく。

④の裁決がなかなか下らないことに苦しみ悩む絵師の姿が描かれている部分を素直に読む限りは、その時間がかなり長期にわたったことを想定せざるをえないから、「秋のすへつかた」とは④の時点を示すのではないかと思われるが、①～③の可能性も完全ないわけではない。そこで少し方法をかえて、絵と詞書のなかから時期を示すものを見つけ出すことにする。

ところが、絵を注意深く見てみても、なかなか時期を明示するものを見つけることは難しい。目にとまるのが、論旨を読む絵師の場面の「炉」と乱舞する絵師一家の場面の火の燃える「炭櫃」

である。これらが、どこまで季節を特定できる器物であるのか自信はないが、寒い時期、つまり晩秋から冬か春のはじめあたり、むしろ冬の可能性が高いのではないだろうか。描かれた人々の服装から季節を読みとる能力も、私にはない。本来であれば、このような分析に、近年急速に進んできている絵巻の読解法が十分に活用されてしかるべきところであろう。

詞書では、唯一①のあと現地へ派遣した使者を「雁の使」と表現していることに気がつく。その部分を、前後の文脈を含めて少し広く読んでみると、

次日へいそぎ人こしらへつつ、田舎へ下つかハしぬ、さるほどに雲煙をしのぐ海路も、月日すぐれば、心もとながりつる雁の使も帰り来りとなり、使者の派遣から帰京までの「月日」の経過が記されて、しかるのちに「雁の使も帰り来り」と表現されていることがわかる。すなわちこの表現は使者の帰京の部分に書かれているのである。

「雁帰る」というのは春を示す語であるから、使者の帰京は年を越して翌年の春になった可能性が出てくることになる。そうなると、詞書は使者の帰京時を「春」と暗に示しているということになる。

それでは、使者の派遣を五味氏のように晩秋（九月）とし、使者の帰京を春である考えるとすれば、矛盾なく解釈可能であるかといえ、そうはうまくいかない。ここでにわかには重みをもつてくるのが、Bの部分である。Bの意味を五味氏はそれほど厳密には捉えていないようだが、「うかりし年」すなわち「憂かりし年」が過ぎて、「あらたまの春」すなわち「新春」が到来したということである。ここで注意したいのは、あくまでも「憂かりし年」が終わったのであり、「浮かれし年」が過ぎたのではないという

こと、つまり絵師にとって意にそわないつらく厳しい年が過ぎたというのである。絵師にとってそのような年とは、論旨によって新しく所領を獲得して喜びに乱舞した年ではなく、例えば派遣した使者の報告で獲得した所領の支配不可能が判明し、弁への訴訟が失敗し、上卿への訴訟の裁定がなかなか下らないというような不本意な年であると考えるべきではなからうか。

ここでもう一度①④の時間的経過を整理して考えてみると、まず①と②の間には少なくとも絵師の使者の現地（伊予国）への往復と、現地での調査の時間が存在したと考えられるし、しかもそれが早急になされたとは考えにくいことが、詞書の「月日すぐれば」という表現から窺える。②から③も、中世の裁判を考えると、訴えの提議にはしかるべき所縁つまりコネをつくる必要があったであろうから、それほど即行されたとは考えにくいし、詞書の「東西にまでひて馳かへりけるが」という表現にもコネを求めて東奔西走する絵師の姿を想像しうる。③から④には時間的経過はないが、④以降現在（絵巻作成時）までも既述のように息子を仏門に入れることになったことなどから見れば、相当の時間がたっていると考えるべきであろう。

こう考えてくると、①④の四度の訴訟と、加えて今回の五度の訴訟が、九月から翌年の春のなかば（二月か三月）までの半年ほどの出来事であるとする五味氏の推論はかなり無理があろう。もし本当に半年間の訴訟とすれば大前提、すなわちこの絵巻が現実を描いているということに対する疑義も広がってきてしまう。われわれは、何十年にもわたって同じ相論がむしかえされる中世の裁判を、史料のうえでいくつも確認しうるのであり、その意味

でもこの訴訟事件は五味氏の推論の通りとすると、かなり特異な様相を呈している。半年間に五度の訴訟、それは中世の裁判としては異例なスピードであり、それが現実であったとすれば鎌倉後期から後醍醐期の裁判の性格自体を考え直さなければならぬ。

本書がこのようなあまりにも早い裁判の進行を、後醍醐の時代の現実として提示しているとしたら、その点を掘り下げていないのはやはりもの足らなざとしてのこることになる。

五味氏のように断定するまでには至らず、もっとも高い可能性として提示することができるだけであるが、私がこの絵巻の時間の進行を推測すれば、次のようになる。まず新しい所領を与えられる繪旨をえたのは、一年目の晩秋か冬で確定は不可能であるが、冬の可能性の方が若干高いのではあるまいか。そしてすぐに伊予國に使者が派遣され、帰京したのが翌年つまり二年目の春である。法勝寺の弁への訴訟の時期(②)は全くわからないが、上卿への訴訟(③)はその年の秋になったのではないだろうか。遠隔地ゆえ他の土地との交換を要求した訴訟(④)を、Aにある「秋のすへつかた」と考えると、Aの部分は二年目も終わって三年目の春のなかばとなる。さらに、私は既述の想定をすすめて、この三年目をBの「うかりし年」と考えてみた。「御案あるべし」という上卿の期待をもたせる返答にもかかわらず、何の御沙汰もなく三年目の「うかりし年」も暮れていく。心細さのあまり繪師は、この三年目に一人の子に仏門をくぐらせる。あとは神仏にすがるのみである。Bの時点は「あらたまの春」とあるから、四年目の新年である。ここに至って繪師は、この絵巻を作成して五度目の訴訟を企てる。足掛け四年で五度の訴訟であれば、それほど現実離

れしたものでない。以上のように、繪師が繪旨を得た時期は冬の可能性もあるのだから、一八頁の2〜5はいずれもありえることになる。ここから、時期を限定していく方法はこのままでは無理なのである。

あと二点ほど、本書の目立った問題箇所を指摘しよう。八章冒頭の九六〜七頁には「大徳寺文書」の「沙弥兼好売券」と繪師草紙詞書の冒頭が掲げられ、両者が「第一勘」として似ているとする。氏は、この比較を直感の領域であるから決め手はないと慎重に述べながらも、他の部分での詞書が卜部兼好の手になるとする論証は状況証拠の域を出ておらず、この筆跡比較を重要な証拠としていることは明かである。ところが、写真を見る限りどうしても私には両者を同筆とは見ることができない。むしろ異筆と見る方が自然に思えるのである。この比較も詞書の作者を特定するという目的にとつては重要な部分であり、第二部の山場にあたるから、ここが突破できなければ他の人物の可能性が消え去らないことになる。

十一章では、一三四頁以下に「石山寺縁起」との絵の比較が重ねられ、同筆であるとされるが、これも疑問が多い。似ている似ていないは相当に主観的な判断をとめないそれ自体危険であるが、ましてや掲げられている写真を見る限りではとても同筆とは思えない。似ていないのである。しかもここでは、既述のように正中二年に繪旨が下されたことを前提に「石山寺縁起」との関係が論じられており、その年代確定に疑問があれば二重の意味で客観性に欠けることになる。十二章でも絵の比較が多用されており、それが繪師の特定の重要な根拠とされているが、どうしても納得す

るにはいたらないのである。

四

この本の最大の問題は、以上のように重要なポイントで考証の強引さが目につく点であるが、実はそのことを五味氏自身も十分認識しているように見られるのである。会話体の十章では詞書の作者を兼好とする推定について、登場人物に「だが決め手はなさそうだね。でもこういうのは早くいったほうが勝ち。そうじゃない？」と語らせ、終章でも「きっとまだまだ推測にすぎない」「批判をたっぷり受けるとして」「守りより攻め」「この絵巻を絶対ものにすると、とまらずは自分に暗示をかけるのも大事だよ」などと述べさせている。

本書の方法は、決定的証拠が存在しなくとも、結論に向けて多くの状況証拠を積み上げていく点に特徴がある。たとえ「冤罪事件」をおこしてもあとから他人による学問上の批判をうければよいことであって、むしろ厳密な考証にこだわらずに前に進まない方が学問の進歩や活性化にとってはおかしく問題が大きいと主張しているように見える。実際に、二章における作成年代の問題を、私が試みたように厳密に行おうとすれば、可能性を絞り込むことができず、以後の叙述が一步も前に進まなくなってしまうことにもなりかねない。

しかしだからといって、私はそのような五味氏の考えにはやはり問題があると思う。学問の進歩や活性化の欠如は、厳密な考証ゆえに生じるのではなく、大胆な推論や仮説の提示が枯渇するためにおこるのではなからうか。目的をもたない実証のための実証

が横行するためではなからうか。大胆で問題意識を有した推論や仮説が、可能な限りの事実の検証によって繰り返し吟味され、淘汰や修正という過程を通じて、学問の前進をもたらすものである。少なくとも五味氏には、文献史学の分野で嘗々と築き上げられてきた厳密な方法を損うことなく、他分野への大胆な冒険に出てほしかったという思いが残る。また、他分野にまで十分専門的たることは無理としても、読者が納得しうる事例に基いた論旨の展開がもう少し必要だったのであるまいか。本書は、大胆な推論や仮説の面で大きな成果があり、厳密ではあるが無目的な考証が限りなく続くような大部の書物よりもはるかに魅力的かつ刺激的であるが、事実の検証や客観的証拠の追究という面では大きな問題を残していると思われる。

付記 入稿後、宮島新一「歴史と絵画」〔絵師草子〕の場合〔『歴史と地理』四三三、一九九一年〕に接した。ここでは、美術史の立場から、五味氏の方法では製作年代の近似性は言えても、絵師の異同は明らかにならないと根本的な批判がなされている。文献史学の問題提議による、美術史側からの反応として、学際的研究の進展を示す貴重な発言であろう。ただし、私が詳説した年代比定については、「興行の沙汰」の一句による五味説を炯眼として是とするが、笠松宏至「中世の政治社会思想」〔『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年所収〕によれば、「興行の沙汰」は鎌倉後期弘安年間以来の政治動向とされており、そこから後醍醐朝期と断定することはできない。

（新書版 一九二頁 一九九〇年一月 中央公論社 五八〇円）

（京都大学研修員）